

令和元年第2回松川町議会臨時会議事日程

令和元年5月23日 午前10時30分開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長あいさつ

日程第4 専決処分事項の承認

承認第1号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第6号)

承認第2号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第7号)

日程第5 町長の報告

報告第1号 平成30年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 平成30年度松川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成30年度松川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 議案第1号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第2号 平成31年度都市再生整備計画事業松川町民体育館耐震補強工事請負契約の締結について

日程第8 町長あいさつ

閉会宣告

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第6号）

令和元年 5月23日 報告
松川町長 宮下智博

令和元年 5月 日 認
松川町議会議長 米山俊孝

専決第 6号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

松川町長 深 津 徹

松川町税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町税条例（昭和 32 年松川町条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

松川町税条例の一部を改正する条例

松川町税条例（昭和32年松川町条例第5号）等の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第19項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、

当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」

を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松川町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(専決第7号)

令和元年 5月23日 報告

松川町長 宮下智博

令和元年 5月 日 認

松川町議会議長 米山俊孝

専決第 7号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

松川町長 深 津 徹

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町国民健康保険税条例（昭和 44 年松川町条例第 4 号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松川町国民健康保険税条例(昭和44年松川町条例第4号)の一部を改正する条例を次のとおり改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の松川町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第1号

平成30年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越をした平成30年度松川町一般会計予算について、同条第2項の規定により別紙のとおり繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告する。

令和元年 5月 23日 報告
松川町長 宮下智博

平成30年度 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				既収入	未収入	
3	1 社会福祉費	「元気センター(仮称)」設計業務委託	7,452,000		6,700,000	752,000
6	1 農業費	古町水路橋測量設計業務委託	14,472,000			14,472,000
		農地耕作条件改善事業榎原地区2工区工事	4,000,000		1,964,000	2,036,000
7	1 商工費	ツリードーム周辺環境改善工事	18,293,000		18,200,000	93,000
8	2 道路橋梁費	町道335号線側溝整備工事	4,000,000			4,000,000
		町道大栢大高日線側溝整備工事	7,000,000			7,000,000
		町道松川線道路改良工事	7,000,000			7,000,000
		町道229号線道路改良工事	22,940,000		22,700,000	240,000
		町道59号線道路改良事業	23,000,000		20,400,000	2,600,000
	4 都市計画費	都市計画マスタープラン策定及び都市計画道路網の見直し検討業務委託	8,500,000			8,500,000
10	2 小学校費	松川中央小学校エアコン設置工事	45,132,000	14,000	43,512,000	1,606,000
		松川北小学校エアコン設置工事	42,469,000		42,402,000	67,000
	3 中学校費	松川中学校エアコン設置工事	55,190,000	61,000	53,800,000	1,329,000
	4 社会教育費	埋蔵文化財調査業務	3,562,000		3,562,000	0
11	2 農林水産業施設災害復旧費	林道間沢川線災害復旧工事	1,728,000		1,417,000	311,000
計			264,738,000	75,000	214,657,000	50,006,000

報告第2号

平成30年度松川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越をした平成30年度松川町公共下水道事業特別会計予算について、同条第2項の規定により別紙のとおり繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告する。

令和元年 5月23日 報告
松川町長 宮下智博

平成30年度 松川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				既収入	未収入	
2 事業費	1 公共下水道事業費	松川浄化センター長寿命化工事	105,800,000	0	105,750,000	50,000
2 事業費	1 公共下水道事業費	松川浄化センター耐震補強工事	17,000,000	0	16,990,000	10,000
計			122,800,000	0	122,740,000	60,000

報告第3号

平成30年度松川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越をした平成30年度松
川町農業集落排水事業特別会計予算について、同条第2項の規定により別紙の
とおり繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告する。

令和元年 5月23日 報告
松川町長 宮下智博

平成30年度 松川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				既収入	未収入		
1	事業費	1 農業集落排水事業費	福与処理施設機能強化工事	18,190,000	0	18,000,000	190,000
計				18,190,000	0	18,000,000	190,000

議案第1号

松川町税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町税条例(昭和32年松川町条例第5号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 5月23日 提出
松川町長 宮下 智博

令和元年 5月 日 決
松川町議会議長 米山 俊孝

松川町税条例の一部を改正する条例（案）

松川町税条例（昭和32年松川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特別控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松川町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は松川町税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の松川町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

議案第2号

平成31年度都市再生整備計画事業 松川町民体育館耐震補強工事
請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年松川町条例第2号）の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 平成31年度都市再生整備計画事業
松川町民体育館耐震補強工事
- 2 契約の金額 金279,400,000円
(うち取引に係る消費税等25,400,000円)
- 3 契約の相手方 住所 飯田市主税町18番地
氏名 神稲建設株式会社

令和元年5月23日 提出
松川町長 宮下智博

令和元年5月 日 決
松川町議会議長 米山俊孝